

奈良県告示第六十号

昭和五十三年十月奈良県告示第四百二十五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「告示する」を「同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する」に改める。